

最高裁

今度は憲法違反の

「検閲」疑惑



司法の伏魔殿

小沢裁判では、司法権 誰も思っちゃいけないだろ力のデタラメが次々と明らかになっていく。もはくだけでも疑惑が出てくや検察が正義の味方とは。なかでも見過ごせな

いのが、憲法違反の「検閲疑惑」だ。

問題となっているのは、最高裁判所の「調達・公募情報」。これをめ

くると、最高裁事務局は08年4月1日付で時事通信社、共同通信社と随

意契約を交わしていることがわかる。

「全国」の裁判所の判決に「誤報防止目的」で事前チェック

元外交官で評論家の天木直人氏は、驚きを隠さずこう言う。「新聞社、特に地方紙は通信社の配信記事を元に

「新聞社、特に地方紙は通信社の配信記事を元に作られることが多い。裁

ついでに関連も、それは報じる側の間取材、人事異動等の発表情報ため事前チェックなん

間とは「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とさ

は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」(第21条2項)と定めている。

裁判所が憲法違反ではしゃしに出来ないが、最高裁の見解によれば、検